

平成26年 5月

受益者の皆様へ

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

「J P M・B R I C S 5・ファンド（3ヶ月決算型）
（愛称：ブリックスの果実）」
投資信託契約の解約（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社の追加型証券投資信託「J P M・B R I C S 5・ファンド（3ヶ月決算型）（愛称：ブリックスの果実）」（以下「当ファンド」といいます。）は、その純資産総額が平成26年3月末現在で約10億円となっています。また、当ファンドでは信託約款において、純資産総額が20億円を下回っている場合には信託契約を解約することができるものと定めています。弊社では、昨今の純資産総額の推移を鑑みるに、今後当ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待することは難しく、また引き続き一部解約が発生すると見込まれることから、信託約款の当該規定に従って当ファンドの信託契約を解約すること（以下「繰上償還」といいます。）はやむを得ないと判断いたしました。

したがって、当ファンドの信託約款第44条第1項の規定に基づき、後記のとおり繰上償還をさせていただく予定ですのでお知らせいたします。

なお、このお知らせは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第20条第1項において準用する同法第17条第2項の規定に基づき、法定手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただくものです。

上記の繰上償還は、投信法の規定に従い、書面による決議（以下「本決議」ということがあります。）による可決をもって実施します。

つきましては、このお知らせおよび同封の「書面決議参考書類」（本決議に対する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類）を必ずお読みいただき、本決議に対する賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法については、後記「5. 議決権を行使する方法について」をご覧ください。

なお、本決議に対し議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、当ファンドの信託約款第44条第3項に基づき、本決議に賛成するものとみなされます。

繰上償還に賛成の場合、必ずしも議決権行使書面をご返送いただく必要はありません。その場合のお手続きは必要ありません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還の対象となるファンド

J P M ・ B R I C S 5 ・ ファンド（3ヶ月決算型）（愛称：ブリックスの果実）

2. 繰上償還を行う理由

当ファンドの純資産総額が20億円を下回っているため、当ファンドの信託約款第44条第1項の規定に基づき繰上償還を行うものです。

3. 繰上償還の日程について

① 受益者の確定日	: 平成26年5月7日
② 書面による議決権の行使期限	: 平成26年6月9日まで
③ 書面による決議の日	: 平成26年6月10日
④ 買取請求期間	: 平成26年6月10日から同年6月30日まで
⑤ 繰上償還日	: 平成26年7月15日（予定）

4. 繰上償還の決定について

繰上償還に反対された受益者の合計人数が、平成26年5月7日現在の総受益者の半数以下であって、かつ当該受益者の受益権の合計口数が、平成26年5月7日現在の受益権の総口数の3分の1以下である場合は、平成26年7月15日に繰上償還いたします。

繰上償還に反対された受益者の合計人数が、平成26年5月7日現在の総受益者の半数を超えた場合、または当該受益者の受益権の合計口数が、平成26年5月7日現在の受益権の総口数の3分の1を超えた場合には、繰上償還は行いません。この場合、当ファンドを継続する旨を本決議の日以降、速やかに受益者の皆様に通知いたします。

5. 議決権を行使する方法について

受益者は、弊社に対し、平成26年5月7日現在保有する当ファンドの受益権（平成26年4月30日の取得申込み分まで*）について、議決権を行使し繰上償還について賛否を述べることができます。平成26年5月1日以降の取得申込み分の受益権については、議決権行使の対象とはなりませんので、賛否を述べる権利はありません。

* 平成26年5月1日は当ファンドの申込受付中止日のため、取得申込みの受付は行いません。

議決権を行使される受益者の方は、同封の議決権行使書面に本決議への賛否および必要事項をご記入の上、平成26年6月9日（月）必着で、封書にて、以下の宛先へご郵送くださいますようお願い申し上げます。

<宛先>

〒100-6432 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社 経営戦略企画部 ファンド・ディスクロージャー室

(注)取得した個人情報、繰上償還の手続きに必要な範囲でのみ使用いたします。
なお、弊社の個人情報保護方針については、
<https://www.jpmorganasset.co.jp/wps/portal/Policy/Privacy>に掲載されています。

[ご注意事項]

- ・議決権を行使される場合は、必ず同封の議決権行使書面をご使用ください。
- ・取引店名または口座番号が欠落している場合、氏名（もしくは名称）または住所が取扱販売会社へ登録されているものと異なる場合（同封の議決権行使書面に氏名等があらかじめ印刷されている場合にその印刷内容を誤って修正されたときを含みます。）等、記入内容に不備がある場合は、ご提出いただいた議決権行使書面が無効となる場合があります。無効な議決権行使書面をご提出された場合や一つの議決権行使書面に賛否両方のご回答を頂いた場合には、議決権行使がされなかったものとして取り扱います。
- ・賛否の内容が異なる複数の議決権行使書面をご提出された場合は、原則として、議決権が行使されなかったものとして取り扱います。
- ・「議案についての賛否」欄にご回答がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- ・提出された議決権行使書面の撤回および議決権行使内容の変更はできません。
- ・議決権を行使されない場合は賛成するものとみなされますので、賛成いただける場合には、お手続きの必要はございません。

6. 繰上償還に反対された受益者の買取請求手続きについて

繰上償還が決定した場合には、繰上償還に反対された受益者は、後記の手続きにより、保有している受益権について、当ファンドの信託財産（以下「当信託財産」といいます。）による買取りを請求することができます。

なお、反対された受益者が必ず買取請求手続きをしなければならないということではありません。繰上償還日まで引き続き保有すること、または従来通り、取扱販売会社において換金（一部解約）することができます。換金にあたっては後記7.をご参照ください。

<買取請求手続き>

買取請求受付期間	平成26年6月10日から同年6月30日まで（当該期間中に受託会社がすべての必要書類を受理した場合に限ります。）
①	反対された受益者に対し、弊社より「買取請求のご案内」を発送
②	買取請求必要書類の記入
③	取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類の預け入れ
④	取扱販売会社から受託会社への買取請求必要書類の送付
⑤	受託会社での買取請求必要書類の受理および当信託財産による買取りの実行
⑥	受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお振込み

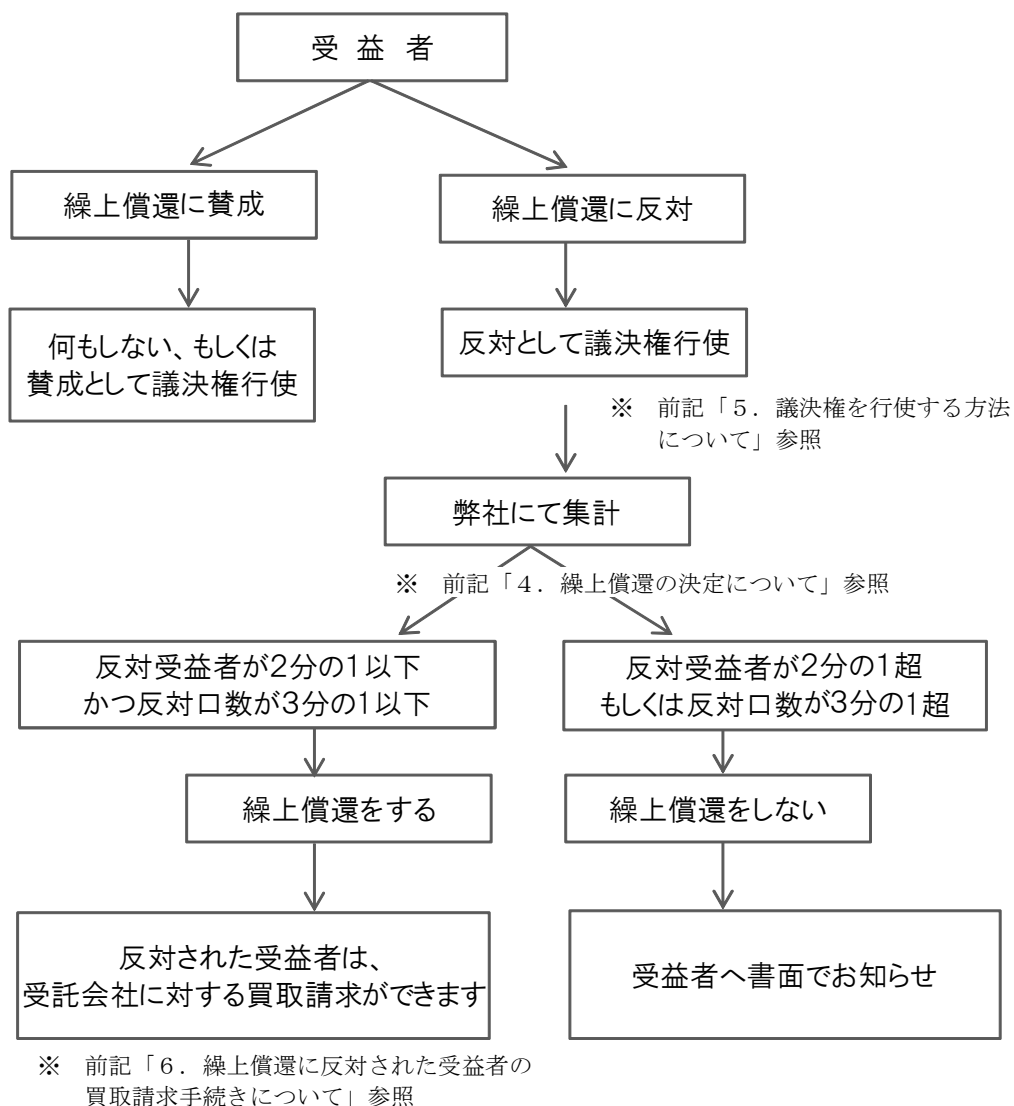
- ◇ 前記の買取請求手続きは、繰上償還に反対された受益者が、投信法第20条第1項において準用する同法第18条の規定に基づいて受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）に対して行うものであり、取扱販売会社に対する買取請求とは異なりますのでご注意ください。

- ◇ 買取の価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。当該価額は、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される当ファンドの基準価額から信託財産留保額に相当する額（当該基準価額の0.5%）を控除したものである旨、受託会社からご提示させていただく予定です。
- ◇ 前記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いには、通常の換金（一部解約）より日数を要する可能性があります。また、振込手数料は、買取請求を行った受益者の負担とし、買取代金の中から差し引かせていただきますので、ご了承ください。

7. その他

- ◇ 取扱販売会社においては、議決権行使ができる期間中および買取請求受付期間中も、本決議に対する賛否にかかわらず、通常通り、追加購入および換金（一部解約）のお申込みを受付いたします。ただし、前記6.の買取請求を行った受益権については、一部解約のお申込みをすることはできなくなりますので、ご注意ください。
- ◇ 繰上償還が決定した場合、取扱販売会社における換金（一部解約）お申込みの最終受付日は、平成26年7月7日となります。

8. ご参考（手続きの流れ）



線上償還についてのお問い合わせ先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 (6736) 2350 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

※ 皆様の個別のお取引状況・口座の内容等については、取扱販売会社にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

以上

**「JPM・BRICS5・ファンド（3ヶ月決算型）
（愛称：ブリックスの果実）」
書面による決議（平成26年6月10日）
書面決議参考書類**

1. 投資信託契約の解約の相当性に関する事項

平成26年3月末現在、追加型証券投資信託「JPM・BRICS5・ファンド（3ヶ月決算型）（愛称：ブリックスの果実）」（以下「当ファンド」といいます。）の純資産総額が20億円を下回っております。また、当ファンドでは信託約款において、純資産総額が20億円を下回っている場合には信託契約を解約することができるものと定めています。その状況下、昨今の純資産総額の推移を鑑みるに、今後当ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待することは難しく、また引き続き一部解約が発生すると見込まれることから、信託約款の当該規定に従って当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了すること（以下「繰上償還」といいます。）は相当と考えられます。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

平成26年7月15日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件

「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づく書面による決議において、受益者の半数以上であって、かつ当該受益者の議決権口数の3分の2以上に当たる多数の賛成を得られなかった場合には、当ファンドの繰上償還を中止します。

4. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

別紙「参考書類別添」をご参照ください。

5. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 投資信託契約の解約の理由

当ファンドの純資産総額が20億円を下回っているため、当ファンドの信託約款第44条第1項の規定に基づき繰上償還を行うものです。

7. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

当ファンドは、償還にあたりその信託財産のすべてを換金するため、主要投資対象とする親投資信託「JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券も換金されます。当該換金に対応するため、マザーファンドにおいてその保有有価証券を売却する場合がありますが、売却にかかる費用がマザーファンドの負担となり、それが間接的に当ファンドの費用となるため、結果的に当ファンドの受益者がこれを間接的に負担することとなります。

以上

(別紙)

「参考書類別添」

JPM・BRICS5・ファンド(3ヶ月決算型)

(愛称:ブリックスの果实)

財産状況開示資料

◎資産、負債、元本及び基準価額の状況

(2013年10月21日)、(2014年1月20日)現在

項目	第22期末	第23期末
(A) 資産	1,229,164,921円	1,041,960,306円
JPM・BRICS5・マザーファンド(道徳機関投資家専用受益証券)	1,223,852,767	1,041,566,461
未収入金	5,312,154	393,845
(B) 負債	11,197,421	16,235,052
未払収益分配金	—	10,175,530
未払解約金	5,312,154	393,845
未払信託報酬	5,823,993	5,606,685
その他未払費用	61,274	58,992
(C) 純資産総額(A-B)	1,217,967,500	1,025,725,254
元本	1,165,001,945	1,017,553,022
次期繰越損益金	52,965,555	8,172,232
(D) 受益権総口数	1,165,001,945口	1,017,553,022口
1万口当たり基準価額(C/D)	10,455円	10,080円

<注記事項>

期首元本額	1,236,815,312円	1,165,001,945円
期中追加設定元本額	1,475,465円	1,775,341円
期中一部解約元本額	73,288,832円	149,224,264円
各期末における未払信託報酬(消費税相当額を含む)の内訳は以下の通りです。		
未払受託者報酬	306,526円	295,091円
未払委託者報酬	5,517,467円	5,311,594円

◎損益の状況

第22期 自2013年7月23日 至2013年10月21日
第23期 自2013年10月22日 至2014年1月20日

項目	第22期	第23期
(A) 有価証券売買損益	85,622,382円	△22,904,439円
売	88,598,605	1,597,883
買	△2,976,223	△24,502,322
(B) 信託報酬等	△5,885,267	△5,665,677
(C) 当期損益金(A+B)	79,737,115	△28,570,116
(D) 前期繰越損益金	15,957,852	84,114,093
(E) 追加信託差損益金	△42,729,412	△37,196,215
(配当等相当額)	(13,841,258)	(12,233,275)
(売買損益相当額)	(△56,570,670)	(△49,429,490)
(F) 計(C+D+E)	52,965,555	18,347,762
(G) 収益分配金	0	△10,175,530
次期繰越損益金(F+G)	52,965,555	8,172,232
追加信託差損益金	△42,729,412	△37,196,215
(配当等相当額)	(13,845,845)	(12,235,849)
(売買損益相当額)	(△56,575,257)	(△49,432,064)
分配準備積立金	95,694,967	73,938,563
繰越損益金	—	△28,570,116

(注1) 損益の状況の中で(A)有価証券売買損益は各期末の評価換えによるものを含みます。

(注2) 損益の状況の中で(B)信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

(注3) 損益の状況の中で(E)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

(注4) 信託財産の運用の指図に関する権限を委託するために要する費用として純資産総額に年率0.5%を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しています。

(注5) 第22期計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,520,987円)、費用控除後の有価証券等損益額(11,125,652円)、信託約款に規定する収益調整金(13,845,845円)および分配準備積立金(75,048,328円)より分配対象収益は109,540,812円(10,000口当たり940円)ですが、当計算期間に分配した金額はありません。

(注6) 第23期計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後の有価証券等損益額(0円)、信託約款に規定する収益調整金(12,235,849円)および分配準備積立金(84,114,093円)より分配対象収益は96,349,942円(10,000口当たり946円)であり、うち10,175,530円(10,000口当たり100円)を分配金額としております。

(注7) 各期における信託報酬(消費税相当額を含む)の内訳は以下の通りです。

	第22期	第23期
受託者報酬	306,526円	295,091円
委託者報酬	5,517,467円	5,311,594円

ご参考：JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

◎資産、負債、元本及び基準価額の状況

(2014年1月20日) 現在

項 目	当 期 末
(A) 資 産	56,097,157,224円
コール・ローン等	1,688,135,937
株式(評価額)	53,390,195,710
未 収 入 金	857,415,940
未 収 配 当 金	161,409,542
未 収 利 息	95
(B) 負 債	1,536,535,970
未 払 金	1,369,530,337
未 払 解 約 金	167,005,633
(C) 純 資 産 総 額(A-B)	54,560,621,254
元 本	25,912,633,524
次 期 繰 越 損 益 金	28,647,987,730
(D) 受 益 権 総 口 数	25,912,633,524口
1万口当たり基準価額(C/D)	21,056円

<注記事項>

期首元本額	42,164,558,084円
期中追加設定元本額	2,042,645,769円
期中一部解約元本額	18,294,570,329円
元本の内訳	
JPM・BRICS5・ファンド	21,395,012,859円
JPMブリックスFIVEポートフォリオ (みずほSMA専用)	39,762,913円
JPM・BRICS5・ファンド(適格機関投資家転売制限付)	540,039,458円
JPM・BRICS5・ファンドVA(適格機関投資家専用)	2,563,487,521円
JPM・BRICS5・ファンド(3ヶ月決算型)	494,664,923円
JPM新興国毎月決算ファンド	879,665,850円

◎損益の状況

当期 自2013年1月22日 至2014年1月20日

項 目	当 期
(A) 配 当 等 収 益	2,145,885,468円
受 取 配 当 金	2,145,362,158
受 取 利 息	523,310
(B) 有 価 証 券 売 買 損 益	2,283,281,008
売 買 益	12,022,263,769
売 買 損	△9,738,982,761
(C) そ の 他 費 用 等	△82,328,641
(D) 当 期 損 益 金(A+B+C)	4,346,837,835
(E) 前 期 繰 越 損 益 金	41,937,528,237
(F) 追 加 信 託 差 損 益 金	2,195,579,587
(G) 解 約 差 損 益 金	△19,831,957,929
(H) 計 (D+E+F+G)	28,647,987,730
次 期 繰 越 損 益 金(H)	28,647,987,730

(注1) 損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。

(注2) 損益の状況の中で(F)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

(注3) 損益の状況の中で(G)解約差損益金とあるのは、中途解約の際、元本から解約価額を差し引いた差額分をいいます。

「JPM・BRICS5・ファンド（3ヶ月決算型）
（愛称：ブリックスの果実）」
繰上償還に関するQ&A

■当資料は、当ファンドの繰上償還についてのご理解の助けとなるようJPモルガン・アセット・マネジメント（株）が作成した資料であり、法令に基づく資料ではありません。

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

Q 1 : 『「JPM・BRICS5・ファンド（3ヶ月決算型）（愛称：ブリックスの果実）」投資信託契約の解約（予定）のお知らせ』が送られてきました。これはなんですか。

A 1 : 当ファンドの繰上償還（期間満了前に投資信託契約を解約すること）を行うにあたり、その賛否を問うために法令に基づき「書面による決議」を行う必要がありますが、その「書面による決議」を行うためには、事前に受益者の皆様に「書面による決議」を行う旨を書面にてご通知することが法令で定められているため、お送りしています。

Q 2 : なぜ繰上償還するのですか。

A 2 : 継続的な換金により、当ファンドの残高（純資産総額）は平成26年3月末現在約10億円になっています。また、当ファンドでは信託約款において、純資産総額が20億円を下回っている場合には繰上償還ができると定めています。今後、当ファンドの残高が大幅に増加することを期待することは難しいことから、信託約款の当該規定に従って繰上償還をすることはやむを得ないと判断いたしました。

（参考）

当ファンドの残高（純資産総額）	2,610百万円（平成22年1月20日（第7期末））
	2,495百万円（平成23年1月20日（第11期末））
	1,628百万円（平成24年1月20日（第15期末））
	1,657百万円（平成25年1月21日（第19期末））
	1,025百万円（平成26年1月20日（第23期末））

Q 3 : 何をすればよいのですか。

A 3 : 繰上償還に賛成の方は、以下のいずれかのご対応をお願いいたします。

・「書面による決議」における議決権を行使しない。（自動的に賛成として議決権を行使したことになります。）

この場合は、「議決権行使書面」をご提出いただく必要はございません。

・繰上償還に賛成として、「書面による決議」における議決権を行使する。

この場合は、『「JPM・BRICS5・ファンド（3ヶ月決算型）（愛称：ブリックスの果実）」投資信託契約の解約（予定）のお知らせ』の「5. 議決権を行使する方法について」にしたがって、賛成である旨を記載した「議決権行使書面」をご提出くださいますようお願いいたします。

繰上償還に反対の方は、その旨の議決権を「書面による決議」において行使するため、『「JPM・BRICS5・ファンド（3ヶ月決算型）（愛称：ブリックスの果実）」投資信託契約の解約（予定）のお知らせ』の「5. 議決権を行使する方法について」にしたがって、反対である旨を記載した「議決権行使書面」をご提出くださいますようお願いいたします。

Q 4：平成26年5月7日現在の保有受益権口数がわかりません。

A 4：お取引の販売会社までお問い合わせさせていただきますよう、お願いいたします。なお、お取引の販売会社によっては、同封の議決権行使書面にあらかじめ保有受益権口数が印刷されている場合や、保有受益権口数が同封の別紙に記載されている場合があります。

Q 5：換金はできますか。

A 5：販売会社の営業日であれば、販売会社にて換金（一部解約）のお手続きを承ります。お取引の販売会社に換金をお申込みください。ただし、以下の取引所のうち、いずれかの休業日（半休日を含む）*にはお申込みできません。

・サンパウロ証券取引所・ロシア証券取引所・ボンベイ証券取引所
・香港証券取引所・ヨハネスブルグ証券取引所

また、繰上償還をすることが決定した場合は、平成26年7月7日が換金の最終申込日となります。換金する際の価格は、換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.5%）を差し引いた額です。なお、換金せず繰上償還までお持ちいただく場合には、償還日の基準価額により償還金としてお受け取りになれます。基準価額は日々変動します。

*平成26年5月8日から解約申込み受付最終日（平成26年7月7日）までの該当日（予定）は5月9日、6月2日、6月12日、6月16日、6月19日および7月1日です。詳しくは、お取引の販売会社までお問い合わせさせていただきますよう、お願いいたします。

Q 6：『「JPM・BRICS5・ファンド（3ヶ月決算型）（愛称：ブリックスの果実）」投資信託契約の解約（予定）のお知らせ』の「6. 繰上償還に反対された受益者の買取請求手続きについて」に書いてある「買取請求」と「一部解約」では、何か違いはありますか。

A 6：両者とも当ファンドを換金するものです。

「買取請求」では、繰上償還に反対をされた方が、繰上償還をすることが決定した場合、ご自分がお持ちの当ファンドの受益権を受託会社にお買い取ってもらい、現金化することができます。

これに対し、一般的に受益者の皆様が換金する際には、「一部解約」と呼ばれる方法により、委託会社に対して現金化を請求することになります。

「買取請求」と「一部解約」では、主に以下のような違いがあります。

- ①「買取請求」の方が、代金のお受け取りまで日数が長くかかることがあります。
- ②「買取請求」の場合、代金のお受け取り方法は振込となり、振込手数料はお客様の負担となります。「一部解約」の場合、販売会社によって、代金のお受け取り方法および振込手数料の取扱いは異なります。
- ③「買取請求」に適用される価格は、法令上「当該受益権が有すべき公正な価額」とされています。当ファンドでは、受託会社が手続書類を受理

した日の翌営業日に計算される基準価額から信託財産留保額に相当する額（当該基準価額の0.5%）を控除したものである旨、受託会社が提示する予定です。受託会社が手続書類を受理する日をあらかじめ知ることはできません。よって「買取請求」の場合、いつの日の基準価額で換金されるかは請求した時点では確定しません。一方、「一部解約」に適用される価格は、お客様がお申込みされた日（換金申込日）の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.5%）を控除したものです。

Q 7：繰上償還すると決まったら、連絡はもらえますか。

A 7：繰上償還が決定した場合、今回のように弊社から書面でお知らせすることはいたしません。繰上償還が否決された（繰上償還しないこととなった）場合には、弊社から書面でお知らせいたします。なお、いずれの場合も、平成26年6月10日に弊社ホームページ（<http://www.jpmmorganasset.co.jp>）にお知らせを掲載いたします。

以上